

平成 22 年 2 月 26 日  
福島県県南地方振興局  
福島県生活環境部不法投棄対策室

### 使用済自動車の引取業者に対する行政処分について

このことについて、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「自動車リサイクル法」という。）第 51 条第 1 項第 3 号に基づき、下記のとおり引取業者の登録の取消しを行いましたので、お知らせします。

#### 記

#### 1 被処分者

- (1) 氏名 三瓶 和則
- (2) 住所 福島県東白川郡鮫川村大字渡瀬字青生野 9 番地 2 1

#### 2 処分の内容

引取業者の登録の取消し

#### 3 違反事実の概要及び適用条項

##### (1) 違反事実の概要

三瓶和則は、代表を務める株式会社鮫建商事で、同社が請負った家屋解体工事により排出された産業廃棄物を東白川郡棚倉町内に不法に投棄したとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）違反に問われ、平成 21 年 11 月 2 日に福島地方裁判所白河支部において、懲役 2 年（執行猶予 4 年）、罰金 70 万円の判決言い渡しを受け、平成 21 年 11 月 17 日に判決が確定した。

このことが、自動車リサイクル法第 51 条第 1 項第 3 号（第 45 条第 1 項第 2 号の廃棄物処理法に違反して罰金刑以上の刑に処せられ 2 年を経過しない者）に該当するため、福島県県南地方振興局が取消処分を行った。

##### (2) 適用条項

自動車リサイクル法第 51 条第 1 項第 3 号

（廃棄物処理法に違反して、罰金刑以上の刑に処せられ 2 年を経過しない者に該当）

#### 4 処分年月日

平成 22 年 2 月 26 日